

○湖北環境衛生組合職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱

〔令和4年3月28日
訓令第4号〕

(目的)

第1条 この訓令は、職員のハラスメント及びハラスメントに起因する問題(以下、「ハラスメント等」という。)の防止のための措置並びに当該問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関して、必要な事項を定めることにより、職場環境の向上を図り、もって職員の利益を保護し、及び職員の能率を向上させることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものをいう。

ア セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の者を不快にさせる職場外における性的な言動を行うこと。

イ パワー・ハラスメント 職務上の地位、人間関係等における優位性を用いることにより、業務上必要な範囲を超えて、精神的若しくは身体的苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為を行うこと。

ウ モラル・ハラスメント 言葉、態度、文書等により、人格若しくは尊厳を傷つけ、精神的若しくは身体的苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為を行うこと。

エ マタニティ等・ハラスメント 妊娠、出産、育児若しくは介護をすること又はこれらのための休暇等の制度を利用することに関する言動により、職場環境を悪化させる行為を行うこと。

(2) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントにより、職員の職場環境が悪化すること及びハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けること。

(3) 職場 職員が職務を遂行する場所を指し、当該職員が通常勤務している場所以外の場所であっても、当該職員が職務を遂行する場所については「職場」に含まれる。また、正規の勤務時間外であっても、実質上勤務の延長と見なされる場合は、その場所も含まれる。

(職員の責務)

第3条 職員は、この訓令及び別に定める配慮事項に従い、良好な職場環境を維持するため、職場におけるハラスメント等を行ってはならない。

(所属長の責務)

第4条 所属長は、所属職員に対し、職場研修等適切な方法により職場におけるハラスメントの防止について周知及び啓発を行い、職場におけるハラスメントの防止に努めるとともに、職場におけるハラスメント等が生じた場合には、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

2 所属長は、職員から職場におけるハラスメント等に関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相

談」という。)があった場合は、第6条第3項の規定に準じて対応しなければならない。

(研修等)

第5条 管理者は、ハラスメント等の防止を図るため、職員に対し、必要な研修等を実施するよう努めなければならない。

(苦情相談への対応)

第6条 管理者は、苦情相談に対応するため、苦情相談への対応のための窓口(以下「相談窓口」という。)を設置する。

2 相談窓口は総務課とする。相談窓口には、ハラスメント等相談員(以下「相談員」という。)を置き、事務局長をもって充てる。ただし、管理者が必要と認める場合には、ほかの職員をもって充てるものとする。

3 相談員は、苦情相談を受けたときは、次のとおり対応しなければならない。

(1) 相談員は、職場におけるハラスメント等を受けた本人だけでなく、上司、同僚等、本人以外の職員からの苦情相談にも応じるものとする。

(2) 相談員は、職場におけるハラスメント等が現実に生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、職場におけるハラスメント等に該当するか否か判断が困難な場合であっても、苦情相談に応じるものとする。

(3) 相談員は、苦情相談があった場合、相談整理票(別記様式)に必要事項を記載し、その相談内容に関する事実の確認を行うものとする。

(4) 相談員は、前号の規定による確認を行った場合であって、ハラスメント等の事実が確認されたときは、速やかに、被害を受けた職員に対する配慮のための必要な措置を行うものとする。

(5) 相談員は、第3号の規定による確認を行った場合であって、職場におけるハラスメント等の事実が確認されたときは、ハラスメント等を行った者に対する必要な措置を行うものとする。

(6) 相談員は、前項の規定による苦情相談を受けた場合、職場におけるハラスメント等の事実の有無にかかわらず、再発防止に向けた措置を講じなければならない。

(プライバシーの保護及び不利益な取扱いの禁止)

第7条 職場におけるハラスメント等の防止に携わる職員は、職場におけるハラスメント等に係る職員の情報が当該職員のプライバシーに属するものであることから、その保護に特に留意し、知り得た秘密は厳守しなければならない。

2 職場におけるハラスメント等の防止に携わる職員は、職場におけるハラスメント等に関して職員が相談し、苦情を申し出たことなどを理由として、当該職員にとって不利益な扱いをしてはならない。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、職場におけるハラスメント等の防止に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(湖北環境衛生組合職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱の廃止)

2 湖北環境衛生組合職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱(平成18年訓令第9号)は、廃止する。

相 談 整 理 票

No.

相 談 日	年 月 日 () 時 分 から 時 分 まで		
相 談 者	所 属	職	氏 名
相 談 方 法	訪 問	電 話	その他 ()
相 談 場 所			
相 談 員			
相 談 内 容			
本 人 の 意 向			
対 応 状 況			
備 考			